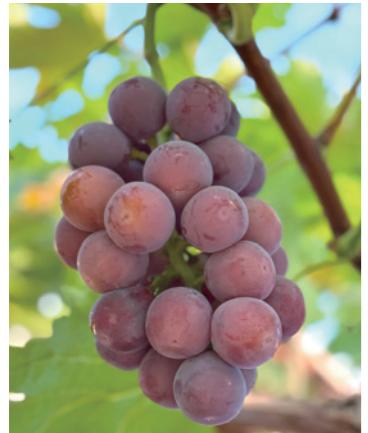


農業委員会だより

いしおか



秋の恵み
実りの季節へ



石岡市農業委員会
会長 小松 興平

会長あいさつ

皆さまには、平素より石岡市農業委員会の活動に対し、温かいご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

いま、日本の農業は大きな転換期を迎えております。物価高騰や円安による資材費の上昇、気候変動による異常気象、さらには国際情勢の影響を受けた食料の安定供給など、課題は多岐にわたります。昨年から続く米の価格高騰も、未だ収束が見えない状況です。こうした中、「食料安全保障」という言葉が改めて注目され、国内農業の持つ役割がこれまで以上に問われる時代となりました。

また、農業従事者の高齢化が進む一方で、スマート農業や環境に配慮した取り組みなど、新しい技術や価値観が現場に広がりつつあります。地域農業の未来を守り、次世代へつなげていくには、地域一人ひとりの理解と支えが不可欠です。

今後も、農業の意義や魅力を多くの方と共に考えていくことは、地域に根ざした農業の在り方を有しながら、地域に根ざした農業の在り方を引き続き、皆さまのご支援、ご協力を願っています。

第19号

令和7年10月

-編集発行-

石岡市農業委員会

石岡市柿岡 5680-1

TEL 0299-43-1111

FAX 0299-43-6732

E-mail nouiinkai@city.ishioka.lg.jp

農業委員会だより いしおか

地域計画の変更について (除外・扱い手の変更等)

地域計画の対象農地を農地以外の目的で利用する場合や、扱い手を変更した場合は地域計画の変更が必要です。

また、農業振興地域に該当している農地の場合、地域計画の変更に伴い農業振興地域の変更手続きも必要です。地域計画を変更する場合は、【地域計画変更申出書】に必要書類を添えて、農政課にご提出ください。なお、申出から公告まで2~3ヶ月程度かかります。

■地域計画に関する問い合わせ先

産業戦略部農政課 ☎ 43-1111

土地の埋立て等を行う方へ

土砂等による土地の埋立て・盛り土・堆積等を行うには、下記法令の手続きが必要となります。事前に各法令の問い合わせ先にご相談ください。

- ①土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ②宅地造成及び特定盛土等規制法
- ③(農地の場合)農地法

【問い合わせ先】

- ①生活環境部生活環境課 ☎ 23-1111
- ②県南県民センター建築指導課 ☎ 029-822-7079
- ③農業委員会事務局 ☎ 43-1111

令和6年11月、農業委員と農地利用最適化推進委員が福島県喜多方市を訪れ、地域計画の進め方や課題について学びました。



視察研修で福島県喜多方市へ

喜多方市は米づくりが盛んな地域で、県内でも有数の収穫量を誇りますが、中山間地では當農の継続が難しいという課題を抱えています。地域計画の策定では、各集落が主体となり、話し合いを重ねながら将来の担い手や農地利用について意向調査を行い、目標地図を作成しています。しかし、農業を広げたい人より縮小したい人が多く、今は担い手不足や農地の余剰が心配されています。石岡市でも令和6年度末に地域計画を策定しましたが、10年後には同じように農地を受け継ぐ人が不足することが見込まれています。これからは農家の皆さん意向を丁寧に伺い、農地の集約や新しい担い手の育成に取り組むことが大切です。

市民の皆さんにも、地域の農業の現状や課題に关心をもっていただき、ともに未来へ農業をつないでいく力になっていたければ幸いです。石岡市農業委員会は、市と協力しながら持続可能な農業の実現を目指してまいります。

いばらき農業委員会女性協議会第21回定例総会に出席しました

令和7年7月31日(木)に茨城町の茨城県本部農業機械センターにて開催された、いばらき農業委員会女性協議会の第21回定例総会に、小野委員、山崎委員、中嶋推進委員、長推進委員の4名が出席しました。

定例総会後には、とちぎ女性農業委員の会 会長 興野礼子氏の記念講演を拝聴し、女性農業委員の役割について理解を深めました。



編集後記



編集委員
小松 茂
栗原 和明
本岡 孝
山口 和明
興平 孝

昨年7月の改選から1年が経過し、地域の皆様のご理解とご協力に支えられながら活動を進めてまいりました。農地や農業を巡る環境は日々変化していますが、農業委員会としての使命を忘れず、地域に寄り添い、信頼される存在であり続けるよう努めてまいります。

農地の賃借料情報

令和6年1月から12月までに、締結(公告)された石岡市の賃借料水準(10アール当たり)は、下表のとおりです。農地の賃貸借契約の際には、あくまで目安として活用ください。貸し手と借り手が話し合い、お互い納得できる額で決定してください。

区域	平均額	データ数	区域	平均額	データ数
田 石岡市内	12,000円	53	畠 石岡市内	7,200円	145
バス田は除きます					

※賃借料は複数年の契約も含みます
バス田は除きます

ご存じですか? 農業者年金

加入条件はこれだけ!

- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満の
国民年金第1号被保険者
又は60歳以上65歳未満の
国民年金任意加入保険者
※保険料納付免除者を除く

自営業をされている方でも、農業に従事していれば加入可能
商売等を営みながら家の農業を手伝っている方でも、上記条件を満たせば、加入することが可能です。ただし、国民年金基金、iDeCoとの併用はできません。

安心して長生きしよう! 農業者だけが入れる公的年金

●月額2万~6万7千円の間で千円単位で選択!
※35歳未満で政策支援対象外の場合は1万円から

●加入してもいつでも任意脱退ができる!

●少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型年金!

●長い老後に安心の終身年金!
80歳未満で亡くなつた場合は遺族に死亡一時金

●保険料の国庫補助(政策支援)有!

※条件があります

●保険料は全額社会保険料控除できる

「詳しい話を聞きたい」という方へは、戸別訪問も行います!
郵送やFAXでも詳しい資料をお送りできます!
まずはお気軽に電話ください!

お問い合わせは農業委員会事務局
農業者年金担当まで ☎ 43-1111

農地パトロールを実施します

石岡市農業委員会では、地域の大切な農地を守るために、市内全域の農地を対象に農業委員及び農地利用最適化推進委員による「農地パトロール」を定期的に実施しています。

★調査を行う際は、農地に立ち入ることもありますので、ご理解ご協力を、よろしくお願いします。



農地パトロールとは…

- 農地利用の確認
- 遊休農地の把握と発生防止
- 違反転用の発生防止・早期発見 等



あなたの農地が狙われています!!

「農地を使わせてほしい」 悪質業者の誘いに気をつけましょう

「使っていない農地を貸してほしい」「農地改良(土盛・埋立て)を無料で行う」「謝礼を支払う」などと話を持ちかけられ、安易に同意してしまうと、無許可での違法廃棄物の埋立てや、産業廃棄物などを捨てられ、農地としての利用ができなくなったり、近隣地域に被害を及ぼしたりなど、予想外のトラブルにつながる恐れがあります。

これらの責任や撤去費用の負担は、違法行為者だけでなく所有者に及ぶこともあります。農地の提供依頼があった場合は、必ず農業委員会にご相談ください。

被害にあうと…

- 周辺農地、地域の生活環境に悪影響を及ぼします
- 業者はもちろん土地所有者も責任を問われます
- 農地法の罰則 3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金
- 農地へ復元するために莫大な費用が必要となります



農地は大切な地域の財産 — 農地法を守りましょう

農地は、私たちの食を支える大切な地域の宝です。その利用については「農地法」によってルールが定められており、転用する際には必ず農業委員会の許可や届出が必要です。

ところが、「知らずに農地の一部を転用してしまった」という事例が後を絶ちません。たとえば、農作業のための小さな倉庫を建てたところ、実は転用許可が必要だったというケース。あるいは「少しのスペースだから」と思って碎石を敷くなどして駐車場に使つてしまい違反となっていたケースもあります。どちらも軽微に見えますが、農地法違反にあたり、是正の対象になってしまいます。

農地を守ることは、自分だけでなく地域全体の将来のためにも欠かせません。「これくらいなら大丈夫」と思っても、まずは農業委員会へご相談ください。事前に手続きを行えば安心して活用でき、地域の農地も守られます。

農地を次世代へとつないでいくために、正しいルールの理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎ 43-1111



農地の適正管理にご協力をお願いします!

近年、農業者の高齢化や担い手の不足などの理由により、耕作されない農地が増えています。

石岡市内でも、草刈りがされずに雑草が繁茂している農地が見受けられ、地域全体の課題となっています。適正に管理していない農地は、病害虫や鳥獣被害の発生、火災の原因、ゴミの不法投棄の標的になるなど、周辺地域の営農環境や生活環境に悪影響を及ぼします。農地を所有する方は、耕作していない農地でも定期的な除草など適切な管理をしましょう。

また、収穫物の残渣(ざんさ)を畑の隅に捨てていませんか?これを食べて味を覚えた動物は、最終的には畑に侵入して作物を食べるようになりますので、残渣は適切に処分しましょう。

農地の適正管理は、地域の環境保全や農業生産の維持に関わる重要な取り組みになりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

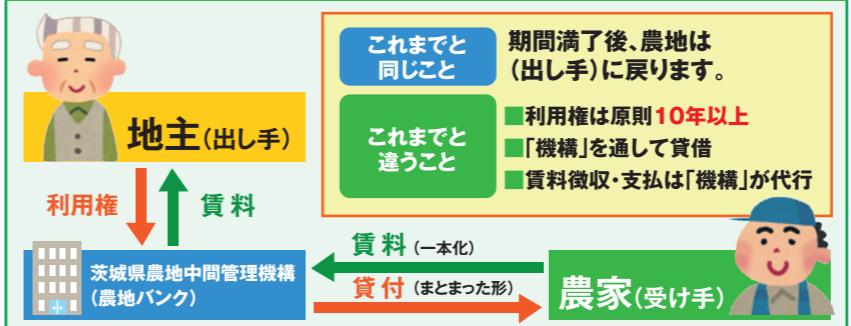


「農地中間管理事業」で安定した農地の貸し借りを

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの利用権設定制度は廃止となり、令和7年度からは農地中間管理機構(農地バンク)を介した「農地中間管理事業」での貸借手続きに統合されました。

相対(出し手と受け手同士)での貸借では、貸借期間がはっきりしなかつたり、賃借料の支払いなどでトラブルにもつながりかねません。農地中間管理機構を活用することで、安定した貸し借りを行うことができます。

農地中間管理事業



- (出し手)の農地を「機関」を通して(受け手)にお貸しする制度です。
- 「機関」が間に入り、賃料支払いや、農地集約化をお手伝いします。
- 貸借期間満了後、農地は確実に(出し手)に戻ります。(更新も可能です。)

■問い合わせ・手続き先
産業戦略部農政課 ☎ 43-1111



全国農業新聞 営農に役立つ情報が満載!

- 毎週金曜日発行
- 月額700円(送料、消費税込) ※令和8年4月から、購読料改定 700円→900円

申込み 農業委員会事務局 ☎ 43-1111